

社会福祉法人 阪神福祉事業団

2024 年度監査結果報告

2025 年 6 月 20 日
公友監査法人

1. 監査の実施及び結果概要

社会福祉法人阪神福祉事業団（以下「事業団」という。）の令和7年5月10日付けの「監査実施概要及び監査結果の説明書」について、ご説明させていただきます。

2. 監査結果報告

2024年度の監査にかかる監査意見は、上記の「監査実施概要及び監査結果の説明書」に記載のとおり無限定適正意見を表明しています。

なお、監査結果には影響を与えませんが、監査を実施する過程で以下の課題が認められました。

（1）阪神福祉事業団監査結果メモ説明後の会計処理及び表示に関する事項

令和7年5月8日に説明した事業団監査結果メモは、当日における現場での監査結果です。その後、審査終了までに判明した事項はありません。

（2）期中監査及び期末監査における内部統制に係る事項

2024年度の事業団の期中監査及び期末監査における内部統制に係る監査結果は、以下のとおりです。

ア. 施設監査における気付き事項について

ア) 学園

①租税公課支出の負担の根拠について

2025年1月24日に印紙代5,600円が租税公課支出に計上されています。これは本部事務局で支払った新生園の受水槽等共有施設改修工事仮契約書の収入印紙代160,000円の学園の負担額です。伝票に添付されている決裁文書（標題：ななくさ新生園・受水槽等共有施設改修工事に係る仮契約書の締結について）に、学園が負担する根拠の記載がありませんでした。

そもそも本部が支出する費用を各拠点が負担するのは、法人全体に係る共通費であることが前提となるものと考えられます。逆に言えば、本部が支出する費用であっても拠点到係る個別費用については、当該拠点が負担するのが適切と考えられます。

この点、本部が支出する費用の拠点区分の考え方が明確になっていないのであれば、今回の事例を踏まえて共通費の考え方を整理した上で、各拠点の応分負担の範囲について明らかにすることが求められます。

イ) 診療所

①診療所の今後の業績改善の方向性について

診療所の業績改善については、2022 年度の監査結果報告書に記載したところですが、その後の状況について経営努力は認められるものの、2024 年 6 月の報酬改定が厳しい結果となるなど外部環境は依然として好転せず、赤字幅が拡大する見込みです。このため、施設の分担金負担を増やさざるを得ず、概ね 40 百万円程度の負担をしてもらうことになっています。

診療所では、事業団における役割や機能における施設の利用者優先などの制約条件があるものの、赤字からの脱却には患者数と保険点数の増加が必須となります。

現状では、施設の利用者が優先になるとしても、潜在的な患者の掘り起こしや単価の高い歯科への誘導、ワクチンなどの保険外収入の拡充、さらには外来患者の取り込みを検討するなど対応すべき事項は多いと考えられます。

とりわけ、外来患者を取り込むためには、西宮市北部や北神地区など地域の医療機関の実情や患者動向などの市場リサーチとマーケティングを行うとともに、その結果を踏まえた診療所や医療機器の設備投資のあり方が課題となります。

今後の中期計画の更新に際しては、こうした診療所の業績改善の方向性を踏まえて、対応すべき事項を織り込んで策定することも必要と考えられます。

ウ) 本部

①評議員会出席報酬の戻入について

令和 6 年 6 月 20 日開催の定時評議員会の出席報酬を支払うため、6 月 17 日に 65,600 円を中兵庫信金から出金しましたが、当日、2 名の欠席者がいたため、16,400 円が手許に残る形になりました。その後、16,400 円については、7 月 8 日に中兵庫信金の口座に入金しており、この会計処理については、次のように行われています。

6/17	(借) 役員報酬	65,600 円	(貸) 中兵庫信金	65,600 円
7/8	(借) 中兵庫信金	16,400 円	(貸) 役員報酬	16,400 円

この結果、6 月末において、16,400 円が現金として存在していましたが、月次試算表には計上されない簿外の状況になっていました。こうした状況が生じることは好ましいことではなく、それを防ぐためには口座への戻入を月内に行うようにするか、翌月になる可能性があるのなら、仮払金を通して会計処理を行うようにすることが望ましいと考えられます。

イ．消費税の仕入税額控除のために保存する帳簿及び請求書等について

ア) 帳簿の記載事項

事業団では原則課税による申告が必要になったことに伴い、令和6年度から、各施設におけるシステムへの仕訳入力の際、消費税の税区分も入力するようにしていますが、システムの機能上の制約から、仕訳伝票や総勘定元帳には税区分が表示されず、総勘定元帳に似た様式で税区分が表示された帳票（以下「消費税元帳」といいます。）が別途出力されています。

一方、原則課税による消費税の申告において仕入税額控除を受けるためには、帳簿に次の4つの記載事項を記載する必要があります。

- 1) 課税仕入れの相手方の氏名または名称
- 2) 課税仕入れを行った年月日
- 3) 課税仕入れに係る資産または役務の内容（その課税仕入れが他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容および軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）
- 4) 課税仕入れに係る支払対価の額

現状、消費税元帳において、上記の記載事項を確認することができますので、仕入税額控除の要件を満たしているものと考えられますが、仕入税額控除のためには、総勘定元帳とは別に消費税元帳を保管しておく必要があることになります。

一般的には、仕訳伝票や総勘定元帳に税区分が出力されることが通常ですので、今後予定されているシステム更新において、帳票の出力項目として税区分を設定することが望ましいと言えます。

なお、内部監査の際、税区分に疑義があるものについては施設に修正を求めているとのことですが、消費税の申告にあたり、税区分の修正を行ったものも散見されました。

今後は、消費税元帳における税区分が消費税申告の基礎データとして活用できるレベルを確保できているのか、自己点検できる仕組みを構築することが求められます。

イ) 請求書等の記載事項

仕入税額控除の要件として保存する必要のある請求書等のうち、適格請求書（インボイス）の記載事項は、次のとおりです。

- 1) 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 2) 課税資産の譲渡等を行った年月日
- 3) 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨）
- 4) 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- 5) 税率ごとに区分した消費税額等
- 6) 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

しかし、本部の仕訳伝票を通査したところ、下記の請求書には、4)及び5)が記載されていませんでした。

科目：研修参加負担金 計上日：11月30日 伝票：No. 1393
接遇指導力向上・中堅職員研修講師派遣 316,340円（有限会社レイズ）

仕入税額控除の適用を受けるためには、本来であれば、相手方に修正を求めるか、事業団において修正した内容について相手方の確認を求める必要があります。

今後は、適格請求書（インボイス）の入手時に、所定の記載事項が漏れなく記載されているか、十分に確認しておく必要があります。

ウ．車両取得に係る付随費用の処理について

事業団では、当年度において本部及び施設で車両を取得しており、その際の付随費用については、全て費用処理していますが、その付随費用の内容が判然としないものが散見されています。

たとえば、厚生院では以下のとおりです。

シエンタ 2,122,300円 令和7年2月取得。見積書の内訳。
本体価格 2,122,300円、手数料 59,290円、保険料 24,190円、
租税公課 89,900円、本体価格のみ資産計上。手数料の内容は代行手数料。

検査登録手続代行費用・車庫証明手続代行費用は法定費用に関する費用であり、取得原価に含めなくても問題ありませんが、納車に関わる代行費用は取得原価に含める必要があります（参考；法人税法基通7-3-3の2（1）ニ）。

この点、見積書には代行手数料の記載はあるものの、その内容がどの代行手

数料なのかの記載はなく内容が判然としませんでした。

施設によっては手数料の内訳が不明なものも散見され、今後も車両の更新はあることから、見積時も手数料の内容を精査して取得原価に含めるもの、含めないものの区分を適切に行う必要があります。

エ. 器具備品等の償却資産税の申告について

事業団では、毎年、相当数の備品を取得していますが、これまで器具備品等の償却資産税については申告納付をしていません。地方税法に規定する一定の要件に該当する償却資産について、固定資産税が非課税になり、社会福祉法人の場合、社会福祉事業を行う限り、原則として課税されません（参考；地方税法第348条第10号ほか）。

ただし、該当する資産を所有している場合は、償却資産申告書提出時に「償却資産非課税適用(取消)申告書」及び「非課税適用が確認できる資料」を添えて提出することが求められます。

この点、事業団では、器具備品等の償却資産の取得時にどの資産が非課税になるかどうかの判断はしていないため、今後は、各市の償却資産税所管課に照会の上、地方税法に基づく課税非課税の判断及び事務手続きを行うことを検討する必要があります。

当年度の監査結果報告は上記のとおりです。今後は、事業団の改善状況を引き続き見守ることとさせていただきます。また、監査結果報告への対応について文書で回答していただければ幸いです。

3. 次年度の重点監査事項

現時点において、次年度の監査で検討すべき重点事項として認識している事項は、以下のとおりです。

(1) 固定資産関係の契約事務手続及び除却処理の妥当性

法人本部及び各施設で行う固定資産関係の契約事務手続の妥当性について、法人本部及び各施設往査時のフォローアップを行うため、引続き重点事項とします。また、固定資産の更新に伴う除却処理、資本的又は収益的支出の処理の妥当性についても引き続き重点事項とします。

(2) 消費税の会計処理の妥当性

消費税について原則課税を適用することに伴う仕入税額控除の処理、
年度末決算に向けた事務処理対応の妥当性について重点事項とします。

これらの項目については、次年度の監査の重点事項として取り上げ、その内部
統制の整備運用状況、会計処理の妥当性を検証することとします。

以 上